



〈事業保険〉

特定疾病保障定期保険(無配当)

一定期間の特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)の保障を確保できる保険です。

特 長

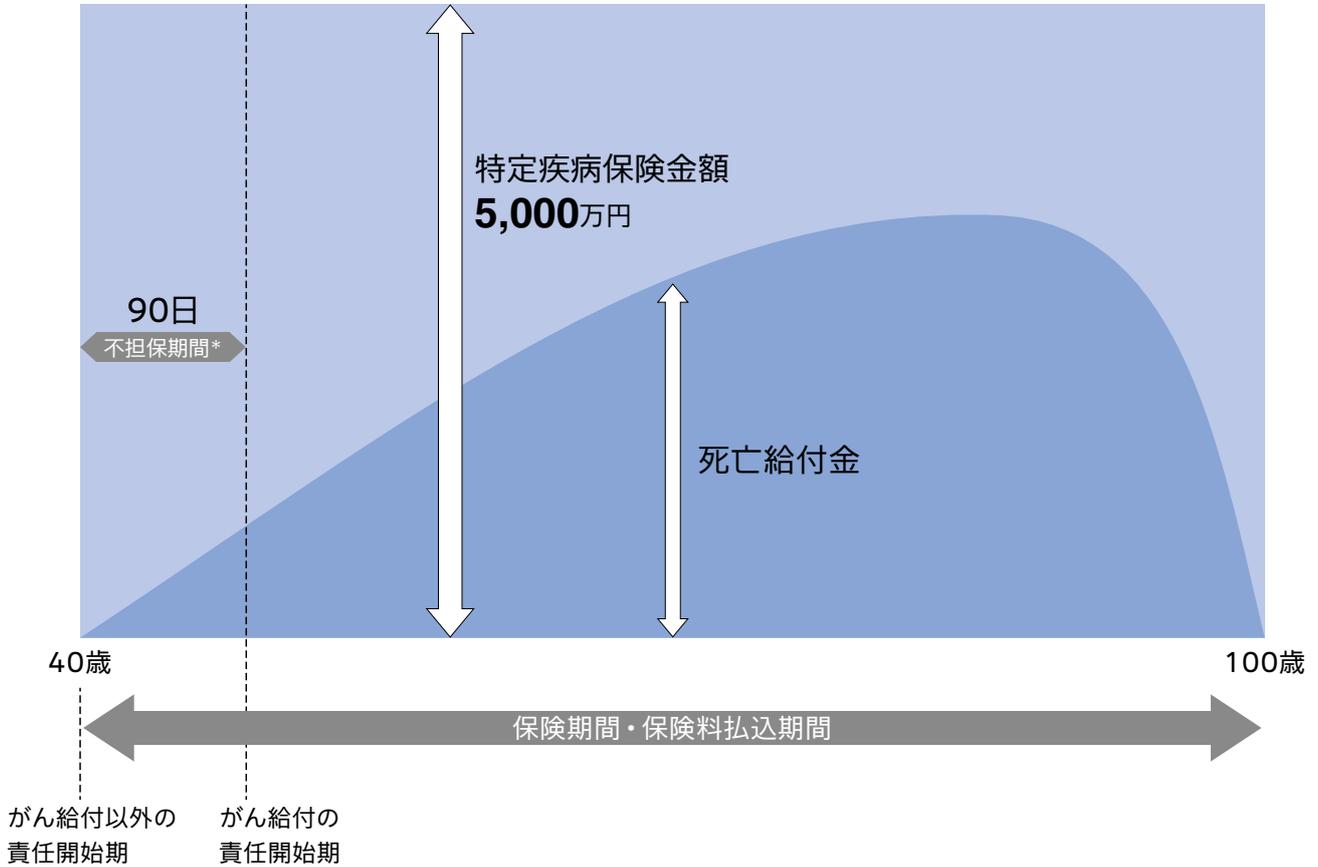
- 1** 保険期間中に特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になったときは、特定疾病保険金をお支払いします。
- 2** 保険期間中に死亡した場合は、死亡給付金をお支払いします。
- 3** 自動的にご契約を更新することができます。
保険期間が満了したときに、お客さまの健康状態にかかわらず、当社の定めるところにより、自動的にご契約を更新することができます(原則として最長80歳まで)。

P4へご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

ご契約例

契約者……………法人
被保険者……………役員
特定疾病保険金受取人……………法人
死亡給付金受取人……………法人

契約年齢……………40歳
保険期間……………100歳
保険料払込期間……………100歳
特定疾病保険金額……………5,000万円



* がん給付については、がん給付以外の責任開始期からその日を含めて90日間の不担保期間があります。がん給付の責任開始期の前日以前に所定のがんと診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者からその診断確定および診断確定の日を証する書類を会社に提出のうえ、お申出があったときは、ご契約の締結を無効とし、すでにお払込みいただいた保険料を保険契約者に払戻すことがあります(告知義務違反または重大事由による解除に該当する場合には、上記のお取扱いは行なわず、保険料は払戻しません)。

保険金のお支払いについて

特定疾病保険金の支払事由について(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)

| 給付名称 | 対象となる疾病 | 支払事由 |
|-------------|--|--|
| 特定疾病 保険金 | がん (上皮内がん、非浸潤がん、 皮膚の悪性黒色腫以外の皮 膚がんは対象外です。) | 被保険者が、責任開始期以後、保険期間中に、がん給付の責任開始期前を含めて初めて所定のがんに罹患したと診断確定されたとき |
| | 急性心筋梗塞 (陳旧性心筋梗塞、狭心症な どは対象外です。) | 被保険者が、責任開始期以後、保険期間中に、がん給付以外の責任開始期以後の疾病を原因として、所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと、医師によって診断されたとき |
| | 脳卒中 (くも膜下出血、脳内出血、 脳梗塞) | 被保険者が、責任開始期以後、保険期間中に、がん給付以外の責任開始期以後の疾病を原因として、所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと、医師によって診断されたとき |



ご契約に関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 特定疾病保険金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- 死亡給付金は特定疾病保険金よりも少ない金額となり、全くないか、あってもごくわずかな場合があります。
- がん給付の責任開始期の前日以前に所定のがんと診断確定された場合は、がん給付の責任開始期以後も、所定のがん(がん給付の責任開始期の前日以前に診断確定された所定のがんと異なる場合も含まれます。)による特定疾病保険金はお支払いしません。
この場合、所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続できますが、保険料の変更(減少)はありません。
- 特定疾病保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、この保険契約は消滅します。
- この保険は、経過期間等によっては解約返戻金が全くないか、あってもごくわずかです。
- 法人向け保険商品は、被保険者様に万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とした保険商品です。
- 法人保険のご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項(クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等)を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
「ご契約のしおり・約款」は当社ホームページ(<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>)上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険(特定疾病保障定期保険)です。「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

■生命保険募集人について

当社のライフプランナー(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「告知書」記入上のご注意」をご一読いただき、告知書へご記入ください。

■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

■個人情報のお取り扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「個人情報保護方針」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ(<https://www.prudential.co.jp/>)をご覧ください。

■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

■記載のお取り扱いについて

記載のお取扱いは2023年6月現在における当社でのお取り扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740** (通話料無料)
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください